

議案第85号

芽室町功績と栄誉をたたえる条例中一部改正の件

芽室町功績と栄誉をたたえる条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町功績と栄誉をたたえる条例の一部を改正する条例

芽室町功績と栄誉をたたえる条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

地域貢献賞の廃止に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町功績と榮譽をたたえる条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(資格要件等)</p> <p>第11条 町長は、個人又は団体のうちから、その功績が顕著な者に対し、審査委員会の審査を経て、次の各号に定める賞（以下「功労賞等」という。）を贈ることができる。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(資格要件等)</p> <p>第11条 町長は、個人又は団体のうちから、その功績が顕著な者に対し、審査委員会の審査を経て、次の各号に定める賞（以下「功労賞等」という。）を贈ることができる。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) <u>地域貢献賞 開町記念日に関する条例（昭和26年条例第66号）第2条に規定する開町記念日をもって75歳以上で本町に50年以上在住する者</u></p> <p>(6) 一略一</p>